

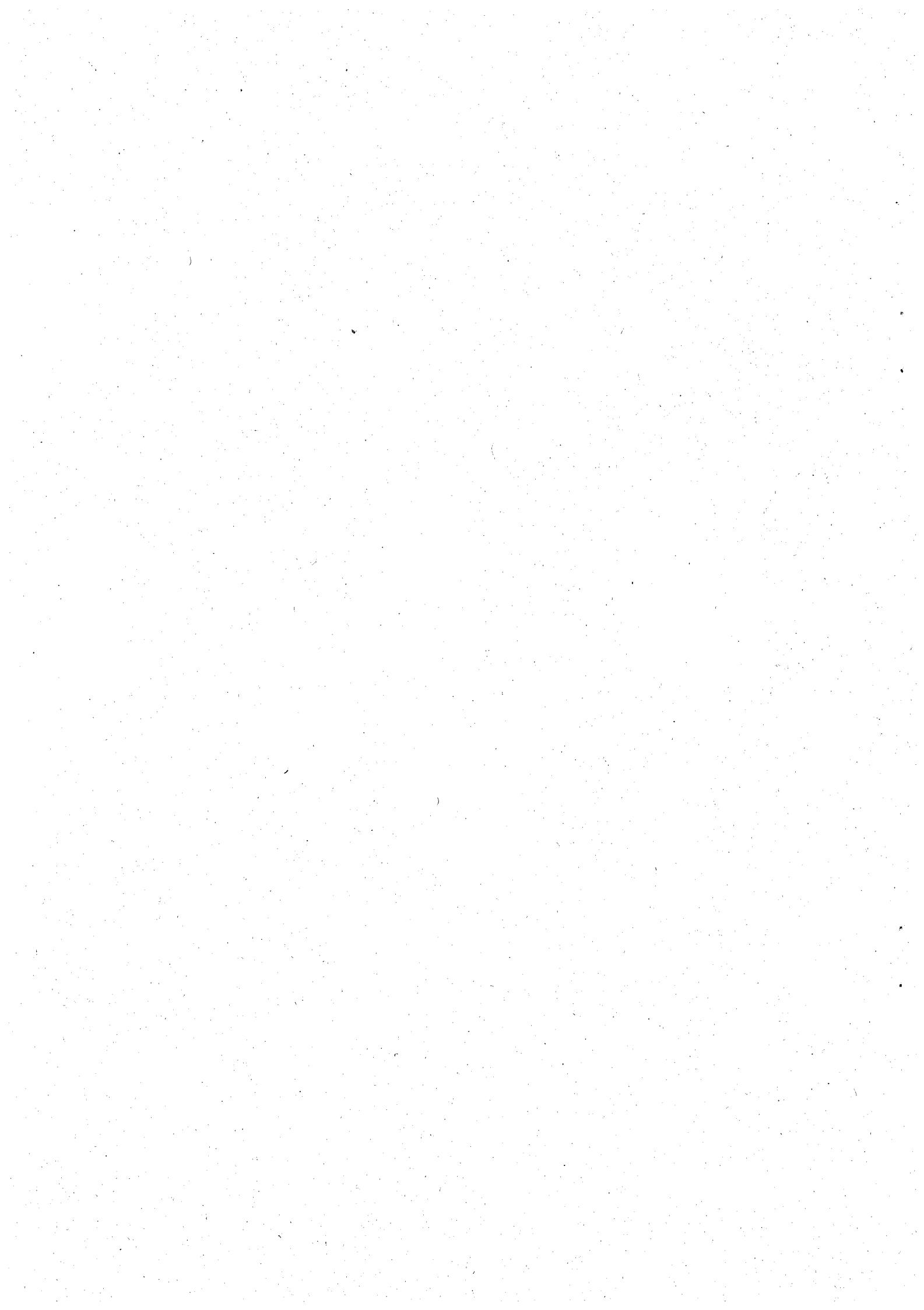
議案第2号

湯梨浜町下水道事業の設置等に関する条例の制定について

次のとおり、湯梨浜町下水道事業の設置等に関する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和4年2月18日 提出

湯梨浜町長 宮 脇 正 道



湯梨浜町下水道事業の設置等に関する条例

(下水道事業の設置)

第 1 条 町の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、下水道事業(公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業及び小規模集合排水処理事業をいう。以下同じ。)を設置する。

(法の財務規定等の適用)

第 2 条 地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号。以下「法」という。)第 2 条第 3 項及び地方公営企業法施行令(昭和 27 年政令第 403 号)第 1 条第 2 項の規定により、下水道事業に法第 2 条第 2 項に規定する財務規定等を適用する。

(経営の基本)

第 3 条 下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 公共下水道事業の排水区域は、湯梨浜町の区域のうち、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 4 条第 1 項に規定する事業計画に定められた区域とする。

3 特定環境保全公共下水道事業の排水区域は、湯梨浜町の区域のうち、下水道法第 4 条第 1 項に規定する事業計画に定められた区域とする。なお、施設の名称、位置及び区域は、別表に掲げるとおりとする。

4 農業集落排水事業及び小規模集合排水処理事業の施設の名称、位置及び区域は、別表に掲げるとおりとする。

(重要な資産の取得及び処分)

第 4 条 法第 33 条第 2 項の規定により予算で定めなければならない下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価格)が 700 万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡(不動産の信託の場合を除き、土地については、1 件 5,000 平方メートル以上のものに関するものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第 5 条 法第 34 条において準用する地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 2 の 2 第 8 項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が 10 万円以上である場合とする。

(会計事務の処理)

第 6 条 法第 34 条の 2 ただし書の規定により、下水道事業の出納その他の会計事務のうち次に掲げるものに係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。

(1) 公金の収納又は支払に関する事務

(2) 公金の保管に関する事務

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第 7 条 下水道事業の業務に関し法第 40 条第 2 項の規定により条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が 10 万円以上のもの及び法律上町の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が 10 万円以上のものとする。

(業務状況説明書類の作成)

第 8 条 町長は、下水道事業に関し、法第 40 条の 2 第 1 項の規定により、毎事業年度 4 月 1 日から 9 月 30 日までの業務の状況を説明する書類を 11 月 30 日までに、10 月 1 日から 3 月 31 日までの業務の状況を説明する書類を 5 月 31 日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11 月 30 日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5 月 31 日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、下水道事業の経営状況を明らかにするため町長が必要と認める事項

- 3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に規定する期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかつた場合においては、町長は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(湯梨浜町特別会計条例の一部改正)

- 2 湯梨浜町特別会計条例(平成16年湯梨浜町条例第47号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後			改正前		
(設置)			(設置)		
第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定に基づき、事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、次に掲げる特別会計を設置する。			第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定に基づき、事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、次に掲げる特別会計を設置する。		
(1)～(10) 略			(1)～(10) 略		
<u>(11)</u> 略			<u>(11)</u> 湯梨浜町下水道事業特別会計 下水道事業		
<u>(12)</u> 略			<u>(12)</u> 略		
<u>(13)</u> 略			<u>(13)</u> 湯梨浜町農業集落排水処理事業特別会計 農業集落排水処理事業		
<u>(14)</u> 略			<u>(14)</u> 略		
<u>(15)</u> 略			<u>(15)</u> 略		
(歳入及び歳出)			(歳入及び歳出)		
第2条 前条の規定により設置した特別会計においては、次表左欄に掲げる事業会計ごとに、中欄に掲げる収入をもって歳入とし、右欄に掲げる支出をもって歳出とする。			第2条 前条の規定により設置した特別会計においては、次表左欄に掲げる事業会計ごとに、中欄に掲げる収入をもって歳入とし、右欄に掲げる支出をもって歳出とする。		
略			略		
花見財産区事業会計	国県支出金、起債その他諸収入金	財産区事業費用	花見財産区事業会計	国県支出金、起債その他諸収入金	財産区事業費用
			下水道事業会計	国県支出金、起債、使用料、一般会計繰入金その他諸収入金	下水道事業費、借入金の償還金及び利子その他諸支出金

温泉事業 会計	使用料その他諸 収入金	温泉配湯事業費そ の他の諸支出金	温泉事業 会計	使用料その他諸 収入金	温泉配湯事業費そ の他の諸支出金
			農業集落 排水処理 事業会計	国県支出金、起 債、使用料、一 般会計繰入金そ の他諸収入金	排水処理事業費、 借入金の償還金及 び利子その他諸支 出金
介護保険 事業会計	介護保険料、国 県支出金、支払 基金交付金、繰 入金その他諸収 入金	介護保険事業費、 借入金の償還金及 び利子その他諸支 出金	介護保険 事業会計	介護保険料、国 県支出金、支払 基金交付金、繰 入金その他諸収 入金	介護保険事業費、 借入金の償還金及 び利子その他諸支 出金
略			略		

(湯梨浜町泊浄化センター設置条例の廃止)

- 3 湯梨浜町泊浄化センター設置条例(平成16年湯梨浜町条例第169号)は、廃止する。  
(湯梨浜町農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正)
- 4 湯梨浜町農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例(平成16年湯梨浜町条例第173号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(別表の表示を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(別表の表示を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表(以下「移動別表」という。)に対応する次の表の改正後の欄中別表の表示に下線が引かれた別表(以下「移動後別表」という。)が存在する場合には、当該移動別表を当該移動後別表とし、移動別表に対応する移動後別表が存在しない場合には、当該移動別表を削る。

改正後	改正前
<p>湯梨浜町農業集落排水処理施設等の管理に関する条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、農業集落の生活環境整備を促進するために設置された農業集落排水処理施設等(以下「施設」という。)の<u>管理及び使用に関し、法令その他別に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>第2条 <u>削除</u></p>	<p>湯梨浜町農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定に基づき、農業集落の生活環境整備を促進するため農業集落排水処理施設等(以下「施設」という。)を設置し、その管理及び使用に関して法令その他別に定めのあるもののほか、この条例の定めるところによる。</u></p> <p>(施設の名称等)</p> <p>第2条 <u>施設の名称、位置及び区域は、別表第1に掲げるとおりとする。</u></p>

(使用料の算定方法)

第15条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量(以下「排除汚水量」という。)に応じ、別表に定めるところにより算定した額に、消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額を加えた額とする。ただし、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

2 略

別表(第15条関係)

(使用料の算定方法)

第15条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量(以下「排除汚水量」という。)に応じ、別表第2に定めるところにより算定した額に、消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額を加えた額とする。ただし、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

2 略

別表第1(第2条関係)

別表第2(第15条関係)

別表(第3条関係)

施設の名称	位置	区域
泊浄化センター	湯梨浜町大字宇谷639番地35外	泊・園・港区・浜山・原区域
宇谷地区農業集落排水処理施設	湯梨浜町大字宇谷1256番地2	宇谷区域
石脇地区農業集落排水処理施設	湯梨浜町大字石脇405番地1外	小浜・石脇区域
筒地地区小規模集合排水処理施設	湯梨浜町大字筒地90番地9	筒地区域
宮内地区農業集落排水処理施設	湯梨浜町大字宮内1213番地3	宮内区域
埴見地区農業集落排水処理施設	湯梨浜町大字埴見1062番地2	埴見区域
川上地区農業集落排水処理施設	湯梨浜町大字川上1290番地2	川上区域
高辻・方面地区農業集落排水処理施設	湯梨浜町大字高辻351番地5	高辻・方面区域
舎人地区農業集落排水処理施設	湯梨浜町大字藤津1547番地1外	野方・白石・方地・漆原・北福区域
福永地区簡易排水処理施設	湯梨浜町大字北福399番地2	福永区域
佐美地区農業集落排水処理施設	湯梨浜町大字埴見1137番地2	佐美区域